

第96回 定時株主総会招集ご通知

日 時 | 2019年6月21日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場 所 | 静岡県沼津市大手町1丁目1番4号
プラサ ヴェルデ
1階 コンベンションホールA

開催場所が例年の会場から変更となりますので、
お間違いのないようご注意ください。



本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧いただけ
ます。
<https://p.sokai.jp/6104/>



東芝機械株式会社

証券コード：6104

東芝機械グループ 経営理念

東芝機械グループは、人間尊重を基本として、豊かな価値の創造により、産業の基盤づくりに寄与し、世界の人々の生活・文化の向上に貢献します。

人を大切にします

東芝機械グループは、公正かつ健全な事業活動を通じて、顧客、株主、従業員をはじめ、すべての人々を大切にします。

豊かな価値を創造します

東芝機械グループは、メカトロニクスとシステム分野を中心に技術革新を進め、産業の基盤づくりに寄与し、豊かな価値を創造します。

社会に貢献します

東芝機械グループは、環境、資源を大切にし、よき企業市民として、社会の発展に貢献します。

(目 次)

	頁		頁
招集ご通知	1	損益計算書	39
議決権行使の方法についてのご案内	2	株主資本等変動計算書	40
事業報告	4	個別注記表	41
1. 企業集団の現況に関する事項	4	連結計算書類に係る会計監査報告	45
2. 会社の株式に関する事項	13	計算書類に係る会計監査報告	46
3. 会社の新株予約権等に関する事項	13	監査役会の監査報告	47
4. 会社役員に関する事項	14	株主総会参考書類	49
5. 会計監査人の状況	18	第1号議案 定款一部変更の件	49
6. 業務の適正を確保するための体制	20	第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件	55
7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	24	第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	61
8. 会社の支配に関する基本方針	25	第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	64
9. 剰余金の配当等の決定に関する方針	28	第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件	65
連結貸借対照表	29	第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	66
連結損益計算書	30	株主総会会場ご案内図	裏表紙
連結株主資本等変動計算書	31		
連結注記表	32		
貸借対照表	38		

証券コード：6104
2019年5月30日

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町2丁目2番2号
東芝機械株式会社
取締役社長 三 上 高 弘

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申しあげます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁のご案内に従って、2019年6月20日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2019年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 静岡県沼津市大手町1丁目1番4号
プラサ ヴェルデ 1階 コンベンションホールA
開催場所が例年の会場から変更となりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。 |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1.第96期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第96期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.toshiba-machine.co.jp>）に掲載させていただきます。

本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトを開示いたしました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

議決権行使の方法についてのご案内

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。後記の株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会への出席による議決権行使の場合



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2019年6月21日（金曜日）午前10時

書面（議決権行使書）による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2019年6月20日（木曜日）午後5時30分

インターネット等による議決権行使の場合



インターネット等による議決権行使のご案内（右記）をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2019年6月20日（木曜日）午後5時30分

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2019年6月20日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

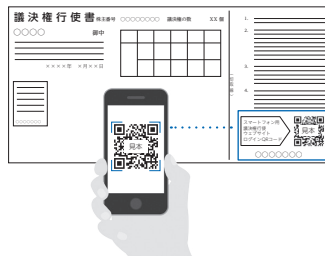
2. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

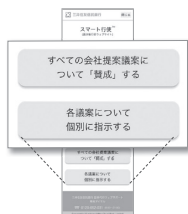
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

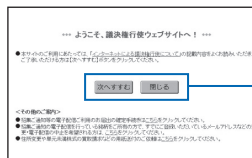
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

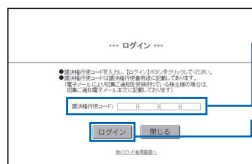
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

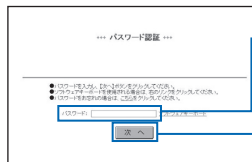
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行なっていただくことも可能です。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における国内の景気は、政府の経済政策等により企業収益や雇用情勢、所得環境が改善するなど緩やかな回復基調を継続いたしました。年度後半にかけて輸出や生産の一部に弱さが見られました。海外の景気も緩やかな回復基調で推移いたしました。海外の通商政策の動向、中国経済の減速による世界経済への影響、世界的な地政学リスク、新興国経済の見通しが懸念材料となるなど、依然として先行き不透明な状態が続いております。

当社グループが属する機械業界につきましても、国内の設備投資は緩やかながら回復傾向を示しているものの、海外は対象とする市場や製品により景況感に差異が生じております。

このような経済環境のもとで、当社グループは中期経営計画「TM-PΣ Plan」(Toshiba Machine Profit Sigma Plan)を2016年4月1日からスタートさせ、これまでの「先進と拡張」の考えを継承しつつ、新たに「高収益体質への変革」と「選択と集中」を基本方針といたしました。今後成長が見込めるグローバル市場において、当社グループが着実に成長していくための諸施策として、総原価の低減、収益性改善に向けた生産革新活動、グローバルな最適調達網の構築、新市場の開拓、国内外の注力市場に向けた新商品の開発、受注の拡大等に全力をあげ、取り組んでまいりました。

当連結会計年度の受注高は、年度後半にかけて設備投資へ慎重な動きが見られたことから、1,345億1百万円（前連結会計年度比5.0%増）となりました。このうち、海外受注高は、全体の53.6%の721億円となりました。

また、売上高は、1,174億5百万円（前連結会計年度比0.5%増）にとどまりました。このうち、海外売上高は、全体の58.0%の681億6百万円となりました。

損益につきましては、一部の大型製品における販売時期の調整、部材価格高騰に伴う原価率の悪化および部材の調達遅れの継続、生産拠点移動に伴う初期的な効率悪化を受けて、営業利益は38億3千4百万円（前連結会計年度比17.4%減）、経常利益は、前年度にあった受取解約金による営業外収益の反動を受けて、55億7千3百万円（前連結会計年度比20.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、40億7千9百万円（前連結会計年度比18.7%減）となりました。

当社グループの事業別の受注高、売上高および営業の概況は、次のとおりであります。

事業	受 注 高 (〔 〕内は構成比)	売 上 高 (〔 〕内は構成比)
成形機事業 (射出成形機、ダイカストマシン、押出成形機など)	91,865 [68.3%] 百万円	79,210 [67.5%] 百万円
工作機械事業 (大型機、門形機、横中ぐり盤、立旋盤、精密加工機など)	31,312 [23.3%]	27,362 [23.3%]
その他の事業 (産業用ロボット、電子制御装置など)	11,322 [8.4%]	10,832 [9.2%]
合 計	134,501 [100.0%]	117,405 [100.0%]

成形機事業（射出成形機、ダイカストマシン、押出成形機など）

射出成形機におきましては、販売は、北米、東南アジアおよびインドの自動車向けを中心に堅調に推移いたしました。国内および中国向けは軟調に推移いたしました。受注は、年度前半は、国内、中国およびインドの自動車向けを中心に堅調に推移してきたものの、国内や東南アジアの設備投資に慎重な姿勢が出始めております。ダイカストマシンにおきましては、販売は、国内、北米および東南アジアの自動車関連業界向けや、中国のEV関連向けが堅調に推移いたしました。受注は、国内、北米、東南アジアおよびインドの自動車関連業界向けが堅調に推移いたしました。

押出成形機におきましては、販売は、中国の二次電池向けシート・フィルム製造装置の販売時期調整の継続を受けて大きく減少いたしました。受注は、国内および中国の光学向けシート・フィルム製造装置の需要はあったものの、中国の二次電池向けシート・フィルム製造装置の需要調整が継続し、大きく減少いたしました。

この結果、成形機事業全体の受注高は、918億6千5百万円（前連結会計年度比0.5%減、海外比率62.8%）となりました。

一方、売上高につきましては、792億1千万円（前連結会計年度比1.3%減、海外比率68.7%）となりました。

工作機械事業（大型機、門形機、横中ぐり盤、立旋盤、精密加工機など）

工作機械におきましては、販売は、国内、中国、東南アジアの産業機械向けや国内の航空機向け等を中心に増加いたしました。部材の調達遅れによる売上高への影響は継続いたしました。受注は、国内、北米の産業機械向けや国内の建設機械向けおよび北米の航空機向け等を中心に堅調に推移いたしました。

精密加工機におきましては、国内、中国を中心としたレンズ・自動車用の光学金型向けおよび韓国の半導体製造装置向けに、販売と受注が堅調に推移いたしました。

この結果、工作機械事業全体の受注高は、313億1千2百万円（前連結会計年度比29.5%増、海外比率38.3%）となりました。

一方、売上高につきましては、273億6千2百万円（前連結会計年度比15.5%増、海外比率41.3%）となりました。

その他の事業（産業用ロボット、電子制御装置など）

産業用ロボットにおきましては、販売は、国内の自動車等の自動化関連設備を中心に堅調に推移いたしました。受注は、東アジアを中心とした電子デバイス・スマートフォン等の組立自動化設備向けの調整局面の継続を受け、軟調に推移いたしました。

この結果、その他の事業全体の受注高は、113億2千2百万円（前連結会計年度比2.9%減、海外比率21.1%）となりました。

一方、売上高につきましては、108億3千2百万円（前連結会計年度比16.0%減、海外比率21.4%）となりました。

(2) 設備投資等と資金調達の状況

当連結会計年度中の設備投資額は11億9千5百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

・当社

沼津工場

機械装置（生産設備等）

増設

② 当連結会計年度において継続中の主要設備

・当社

沼津工場

機械装置（生産設備等）

増設

なお、これらに要した資金は、自己資金をもって充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

今後の経済環境は、緩やかな回復基調で推移することが期待されるものの、海外の通商政策の動向、中国経済の減速継続、世界的な地政学リスク、新興国経済の見通し、為替変動等先行き不透明な状況が継続することが予想されます。また、国内外企業との競争激化等厳しい事業環境が想定されます。

このような状況のもと、当社グループは、国内外工場における生産のさらなる効率化、調達難の解消も含めた最適調達の一層の強化等のグループ全体での総原価低減諸施策の実施、地域・顧客等新市場の開拓、市場・顧客ニーズにあった新商品の開発・販売等によりグローバル市場でのブランド力を高め、さらなる収益の拡大に努めてまいります。

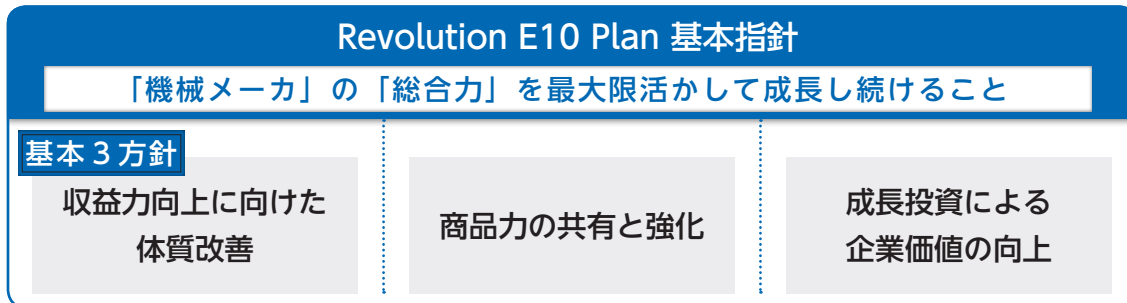
2019年度からスタートした新中期経営計画「Revolution E10 Plan」では、「機械メーカーの総合力を最大限活かして成長し続けること」を基本指針とし、早く、激しく変化する時代において勝ち残り、成長するために従来の考え方や仕事の進め方を大きく変えて、収益性重視への変革を目指します。

当社は「機械メーカーの総合力」を用いて、お客様の価値をお客様と共に創る「価値共創メーカー」へと進化してまいります。

そのために、企業価値の継続的向上を目指した成長のための投資と、時代に即した変化への対応を目指した企業体質の改革を実施してまいります。

また、ISO9001、14001をベースとした品質・環境管理の徹底等に注力し、当社グループの将来を担う人材の育成、法令遵守および社会貢献などESG活動にも積極的に取り組んでまいります。

【新中期経営計画 Revolution E10 Plan 概念図】



(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 93 期 (2015年度)	第 94 期 (2016年度)	第 95 期 (2017年度)	第 96 期 (2018年度)
受 注 高 (百万円)	120,021	117,021	128,139	134,501
売 上 高 (百万円)	117,259	111,327	116,862	117,405
経 常 利 益 (百万円)	4,966	5,406	6,982	5,573
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	4,806	1,776	5,016	4,079
1株当たり当期純利益 (円)	158.07	59.37	207.83	169.03
総 資 産 (百万円)	156,346	138,373	148,763	150,724
純 資 産 (百万円)	93,345	77,120	81,334	83,197

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を行っております。第93期の期首に当該株式併合が行なわれたものと仮定して、1株あたり当期純利益を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、第93期から第95期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社には会社法に規定される親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
東芝機械エンジニアリング株式会社	100 百万円	100.0 %	成形機等の販売・サービス、システムエンジニアリング事業
東 栄 電 機 株 式 会 社	350 百万円	100.0	各種制御、電気装置の製造・販売
株 式 会 社 不 二 精 機 製 造 所	390 百万円	100.0	工作機械等の製造・販売
芝 浦 セ ム テ ッ ク 株 式 会 社	50 百万円	100.0	環境測定機器の販売・サービス、環境測定・分析業務
芝 浦 産 業 株 式 会 社	50 百万円	100.0	グループ内の福利厚生・支援業務
TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.	82,770 千人民元	100.0	成形機、産業用ロボットの製造・販売
SHANGHAI TOSHIBA MACHINE CO.,LTD.	3,139 千人民元	100.0	成形機、工作機械等の販売・サービス
TOSHIBA MACHINE (SHENZHEN) CO.,LTD.	3,514 千人民元	100.0	成形機の販売・サービス
TOSHIBA MACHINE HONG KONG LTD.	3,500 千香港ドル	100.0	成形機の販売・サービス
TOSHIBA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.	800,000 千タイバーツ	※ 100.0	成形機の製造・販売
TOSHIBA MACHINE (CHENNAI) PRIVATE LIMITED	213,320 千インドルピー	※ 100.0	成形機の製造・販売・サービス、工作機械の販売・サービス
TOSHIBA MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.	54,000 千タイバーツ	※ 100.0	成形機、工作機械の販売・サービス
TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.	2,400 千シンガポールドル	100.0	成形機、工作機械の販売・サービス
TOSHIBA MACHINE COMPANY,AMERICA	23,000 千米ドル	100.0	成形機、工作機械の販売・サービス

(注) 1. 議決権比率欄の※印は、間接保有を含んでおります。

2. 当社には会社法に規定される特定完全子会社はありません。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、各種機械・器具・装置の製造・販売・サービスを主な事業としており、主要製品は、次のとおりであります。

事業	主 要 製 品
成形機事業	射出成形機 ダイカストマシン 押出成形機
工作機械事業	大型機 門形機 横中ぐり盤 立旋盤 精密加工機
その他の事業	産業用ロボット 電子制御装置

(7) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な営業所および工場

当 社	本 社	沼津本社（静岡県沼津市大岡2068番地の3）
	本 店	東京本店（東京都千代田区内幸町2丁目2番2号）
	支 店	東北支店（宮城県仙台市） 中部支店（愛知県名古屋市） 関西支店（大阪府大阪市） 九州支店（福岡県福岡市）
	営 業 所	高崎営業所（群馬県高崎市） 浜松営業所（静岡県浜松市） 広島営業所（広島県広島市） 尾道営業所（広島県尾道市）
	工 場	沼津工場（静岡県沼津市） 相模工場（神奈川県座間市） 御殿場工場（静岡県御殿場市）

② 国内子会社の主要な営業所および工場

東芝機械エンジニアリング株式会社	本 社、プラスチック本部(静岡県沼津市) ダイカスト本部(神奈川県座間市)
東栄電機株式会社	静岡県三島市
株式会社不二精機製造所	静岡県駿東郡長泉町
芝浦セムテック株式会社	静岡県沼津市
芝浦産業株式会社	静岡県沼津市

③ 海外子会社の主要な営業所および工場

TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.	中国 上海市
SHANGHAI TOSHIBA MACHINE CO.,LTD.	中国 上海市
TOSHIBA MACHINE (SHENZHEN) CO.,LTD.	中国 深せん市
TOSHIBA MACHINE HONG KONG LTD.	香港
TOSHIBA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.	タイ ラヨン県
TOSHIBA MACHINE (CHENNAI) PRIVATE LIMITED	インド チェンナイ市
TOSHIBA MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.	タイ バンコク都
TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.	シンガポール
TOSHIBA MACHINE COMPANY,AMERICA	米国 イリノイ州

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
3,346名	+73名

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,772名	+2名	43.1歳	19.2年

(注) 上記には、使用人兼務取締役および子会社等への出向者を含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,466百万円
株 式 会 社 静 岡 銀 行	3,466

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 72,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 29,977,106株 (自己株式 5,841,537株を含む)
 (3) 株主数 10,016名 (前期末比 1,601名増)
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社 オフィス サポート	1,431千株	5.93%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	982	4.07
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505253	769	3.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	763	3.16
野村 絢	684	2.83
株式会社 東芝	667	2.77
BBH FOR GLOBAL X ROBOTICS AND ARTIFICIAL INTELLIGENCE ETF	621	2.58
MLI FOR CLIENT GENERAL NON TREATY-PB	609	2.53
CREDIT SUISSE AG, DUBLIN BRANCH PRIME CLIENT ASSET EQUITY ACCOUNT	600	2.49
株式会社 静岡銀行	596	2.47

- (注) 1. 当社は、自己株式を5,841,537株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2018年10月1日付で、普通株式5株を1株とする株式併合を行なうとともに、同日付で単元株式数を1,000株から100株とする変更を行なっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2019年3月31日現在)

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	飯 村 幸 生	一般社団法人日本工作機械工業会会長
代 表 取 締 役 社 長	三 上 高 弘	
代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員	坂 元 繁 友	工作機械ユニット長兼コンプライアンス本部長兼輸出管理部長兼御殿場工場長、リスクマネジメントオフィサー
取 締 役 上 席 常 務 執 行 役 員	小 林 昭 美	経営企画本部長兼技術・品質本部長、品質保証統括責任者
取 締 役 常 務 執 行 役 員	小 池 純	産業機械ユニット長兼相模工場長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	後 藤 英 一	生産本部長兼沼津工場長兼材料加工事業部長、制御システム事業部分担、全社環境責任者
取 締 役	小 倉 良 弘	ひびき法律事務所弁護士、日鉄住金物産株式会社社外取締役
取 締 役	佐 藤 潔	
取 締 役	岩 崎 清 悟	静岡ガス株式会社取締役特別顧問、スター精密株式会社社外取締役、株式会社村上開明堂社外取締役
常 勤 監 査 役	牧 野 輝 幸	
常 勤 監 査 役	高 橋 宏	
監 査 役	宇 佐 美 豊	マネジメント・パワー・エクスチェンジ株式会社代表取締役、宇佐美公認会計士・税理士事務所公認会計士・税理士、西川計測株式会社社外取締役（監査等委員）、東京海上プライベートルート投資法人監督役員

(注) 1. 2018年6月22日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって、取締役八木正幸、伊東克雄の両氏は任期満了により、監査役辻眞氏は辞任により退任いたしました。

2. 2018年6月22日開催の第95回定時株主総会において、新たに後藤英一氏および岩崎清悟氏が取締役
に、高橋宏氏が監査役に就任いたしました。
3. 2018年6月22日付で取締役執行役員小林昭美氏は取締役上席常務執行役員に就任いたしました。
4. 取締役小倉良弘、佐藤潔、岩崎清悟の三氏は、社外取締役であります。
5. 常勤監査役牧野輝幸氏、監査役宇佐美豊氏は、社外監査役であります。
6. 常勤監査役高橋宏氏および監査役宇佐美豊氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度
の知見を有しております。
・常勤監査役高橋宏氏は、過去に当社経理部門において、長年にわたり業務に携わっております。
・監査役宇佐美豊氏は、公認会計士・税理士の資格を有しております。
7. 取締役小倉良弘、佐藤潔、岩崎清悟の三氏ならびに常勤監査役牧野輝幸氏および監査役宇佐美豊氏
の5名は、東京証券取引所の定めにに基づく独立役員であります。
8. 当社では当事業の一層のグローバル化、複雑化およびスピード化への対応ならびに今後の企業運
営に関する意思決定および業務執行の迅速化、効率化を図るため、執行役員制度を導入しておりま
す。2018年6月22日付で17名（取締役兼務者5名を含む）が執行役員に就任いたしました。
9. 日鉄住金物産株式会社は、2019年4月1日付で日鉄物産株式会社に商号変更しております。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (3)	231百万円 (27)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	47 (28)
合 計	15	279

- (注) 1. 上記には、2018年6月22日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査
役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 取締役の報酬限度額は、2008年6月26日開催の第85回定時株主総会において年額400百万円以内と
決議いただいております。
 4. 監査役の報酬限度額は、2008年6月26日開催の第85回定時株主総会において年額100百万円以内と
決議いただいております。
 5. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 小倉良弘

ア. 重要な兼職先と当社との関係

取締役小倉良弘氏は、ひびき法律事務所弁護士、日鉄住金物産株式会社社外取締役であります。なお、当社とひびき法律事務所、日鉄住金物産株式会社との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、これまでの弁護士としての活動における豊富な経験と高い見識に基づいて、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役小倉良弘氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(注) 日鉄住金物産株式会社は、2019年4月1日付で日鉄物産株式会社に商号変更しております。

② 取締役 佐藤潔

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、他社において長年経営に携わった豊富な経験と高い見識に基づいて、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役佐藤潔氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 取締役 岩崎清悟

ア. 重要な兼職先と当社との関係

取締役岩崎清悟氏は、静岡ガス株式会社取締役特別顧問、スター精密株式会社社外取締役、株式会社村上開明堂社外取締役であります。なお、当社と静岡ガス株式会社、スター精密株式会社、株式会社村上開明堂との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会18回のうち就任後に開催された14回すべてに出席し、他社において長年経営に携わった豊富な経験と高い見識に基づいて、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役岩崎清悟氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

④ 常勤監査役 牧野輝幸

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会

当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べております。

(イ) 監査役会

当事業年度に開催された監査役会14回すべてに出席し、社外監査役として行なった監査の報告をし、毎回他の監査役が行なった監査について適宜質問をするともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 監査役 宇佐美豊

ア. 重要な兼職先と当社との関係

監査役宇佐美豊氏は、マネジメント・パワー・エクスチェンジ株式会社代表取締役、宇佐美公認会計士・税理士事務所公認会計士・税理士、西川計測株式会社社外取締役（監査等委員）、東京海上プライベートルート投資法人監督役員であります。なお、当社とマネジメント・パワー・エクスチェンジ株式会社、宇佐美公認会計士・税理士事務所、西川計測株式会社、東京海上プライベートルート投資法人との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会

当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べております。

(イ) 監査役会

当事業年度に開催された監査役会14回すべてに出席し、社外監査役として行なった監査の報告をし、毎回他の監査役が行なった監査について適宜質問をするともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役宇佐美豊氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	53百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などの妥当性について必要な検証を行なったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外連結子会社TOSHIBA MACHINE HONG KONG LTD.、TOSHIBA MACHINE (CHENNAI) PRIVATE LIMITED およびTOSHIBA MACHINE COMPANY,AMERICAの3社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、財務報告に関する助言・指導業務等を委託し対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合には会計監査人を解任し、または、会社都合の場合の他、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会に提出する議案を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、「内部統制基本方針」として以下のとおり定めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役は、当社グループの倫理方針、行動綱領、法令遵守等を定めた「東芝機械グループ経営理念」「東芝機械グループ行動基準」に基づいて、職務を執行する。
- ② 当社の取締役は、分担領域に関し法令等遵守を実現するための体制を構築する権限と責任を有する。
- ③ 当社の取締役会は、定期的に取り締役から職務遂行状況の報告を受けるとともに、法令等遵守に関する必要事項について取締役は随時報告させる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社の取締役は、法令および「文書保存管理規程」等の規程に基づき、各種会議の議事録を作成保存するとともに、重要な職務執行および決裁に係わる情報について記録し、適切に保管する。取締役および監査役は、これら保管された文書等を常時閲覧できるものとする。
- ② 当社の取締役は、情報の管理について、「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護規程」等に基づき対応する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に基づき、当社グループのリスク・コンプライアンスマネジメントをつかさどるリスクマネジメントオフィサー（RMO）を任命し、RMOのミッション遂行に必要な事項の審議および答申を行なうリスク管理委員会を設置する。リスク管理統括は、法務部門がこれを行なう。また、当社グループのビジネスリスクについては、「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、企画部門がこれを統括する。
- ② 当社の取締役は、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」および「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、当社グループのリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、次の経営の仕組みを通じて、取締役の職務執行の効率化を図る。

- ① 当社は、執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化および業務執行の効率化を図る。
- ② 当社の取締役は、「取締役会規程」「トップ会議運営要領」等に基づき、取締役会、経営会議、経営戦略会議を運営し、規程等に定める適切な手続きに則って業務の決定を行なう。
- ③ 当社の取締役会は、経営の基本方針、当社グループの中期経営計画、年度・半期予算を決定する。
- ④ 当社の取締役会は、取締役および執行役員の権限、責任の分配を適正に行ない、取締役は、「組織規程」「業務分掌規程」「役職者責任・権限規程」および「決裁権限基準」に基づき、従業員の権限、責任を明確化する。
- ⑤ 当社の取締役は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。
- ⑥ 当社の取締役は、経営戦略会議、経営会議、月次報告会において、当社グループの年度予算、半期予算の達成フォロー、適正な業績評価を行なう。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の代表取締役社長は、継続的な教育の実施等により、従業員に「東芝機械グループ行動基準」を遵守させる。
- ② 当社のリスクマネジメントオフィサー（RMO）は、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に基づき、当社グループのコンプライアンスおよびリスクに関する施策を立案、推進する。
- ③ 当社の取締役は、内部通報体制を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行なう。当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「東芝機械グループ行動基準」に明記する。
- ④ 当社の内部監査部門は、従業員の職務の執行状況の適正さを把握し、その改善を図るために、当社グループの内部監査を実施する。

(6) 当社および子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社に対し、「東芝機械グループガバナンス基本方針」に基づく適切な経営管理を行なう。
- ② 子会社は、「東芝機械グループ行動基準」を採択、実施し、各国の事情に応じ内部通報制度を整備する。
- ③ 当社は、子会社の内部統制システムの構築・整備・運用を指導、管理、監視する仕組みを構築し、子会社に推進させる。
- ④ 当社は、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「事前協議書」等に基づき当社に報告が行なわれる体制を構築する。
- ⑤ 国内子会社は、「東芝機械グループ監査役監査方針」に基づいた監査役の監査体制を構築する。
- ⑥ 当社は、必要に応じ子会社の効率的職務執行状況およびリスク管理等を含む経営監査を実施し、子会社に対し、必要に応じセルフ・アセスメント・プログラムによる自主監査を実施させる。

(7) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社の監査役から業務補助のための監査役スタッフの要請を受けた場合、その人事・処遇について、取締役と監査役が速やかに意見交換を行なう。
- ② 当該従業員は、取締役の指揮命令系統に属さず、監査役の指示のもと職務を遂行する。

(8) 監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役および従業員は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、必要な事項を監査役に報告する。
- ② 当社の取締役および従業員は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、定期的に監査役に対して報告を行なうとともに、経営、業績に対し重大な影響を及ぼすと思われる事象が発生した場合はその都度、可及的速やかに監査役に対して報告を行なう。
- ③ 国内の子会社は、「東芝機械グループ監査役連絡会」等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を当社の監査役に報告する。
- ④ 当社の代表取締役社長は、監査役に対し経営会議等の監査役が必要と考える重要な会議への出席権限を付与する。

(9) 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役に報告をした当社グループの役職員については、報告を行なったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査役に対する報告等に関する規程」に明記する。

(10) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 当社の代表取締役社長は、定期的に監査役と情報交換を行なう。
- ② 当社の取締役、従業員は、監査役の要請に応じてヒアリング等を通じ、職務執行状況を監査役に報告する。
- ③ 当社の内部監査部門は、経営監査に係るセルフ・アセスメント・プログラムの実施結果を監査役に都度報告する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前述の「内部統制基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 当社では、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に基づき任命される、当社グループのリスク・コンプライアンスマネジメントをつかさどるリスクマネジメントオフィサー（RMO）を取締役が務めている。このRMOのミッション遂行に必要な事項の審議および答申を行なうために設置されたリスク管理委員会を本事業年度において12回開催し、コンプライアンスの徹底等を図り、当社グループのリスクの管理および低減に努めた。
- ② 当社の取締役会は、いずれも独立役員である社外取締役3名を含む取締役9名で構成されており、監査役3名も出席したうえで本事業年度において18回開催され、取締役の職務執行に対する適正な監督機能を果たしている。また、当社の取締役会は、執行役員を選任しており、各執行役員は、代表取締役社長の指揮・命令のもと、各自の権限および責任の範囲で職務を執行することで、意思決定の迅速化、業務の効率化に寄与した。
- ③ 子会社については、適切なガバナンスのために定められた「東芝機械グループガバナンス基本方針」に基づき、事業運営に関して重要事項が生じた場合の事前協議書等に基づく報告体制により、子会社の適正な業務運営および当社による実効性のある管理を行った。
- ④ 内部監査部門は、代表取締役社長の指示に基づき、監査役会と連携して事業活動が法令、定款、社内規程等に準拠し、適正かつ効率的に海外子会社を含む当社グループを対象とする監査を実施し、その結果および改善状況を代表取締役社長に報告した。
- ⑤ 監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有ならびに社外取締役・会計監査人との意見交換を通じて会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行った。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他従業員と対話を行ない、内部監査部門・会計監査人と連携し、取締役および従業員の職務の執行状況を監査した。また、グループ会社の取締役・監査役と意思疎通および情報交換を行ない、グループガバナンスの強化を図った。常勤監査役は、稟議書の回付を受け取締役および従業員の職務の執行状況を監査するとともに、経営会議等の重要会議に出席し必要に応じ意見を述べた。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える大量買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、実際にこのような大量買付行為が行なわれる場合、大量買付者から必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様に適切にご判断いただくことは困難であります。

また、株式の大量買付行為の中には、当社が維持・向上させてまいりました当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するものがあります。

そこで、当社は、大量買付者に株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させ、大量買付者の提案について当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様に提供し、場合によっては大量買付者と交渉・協議を行ない、経営方針等の代替案を株主の皆様に提示することが、当社取締役会としての責務であると考えております。また、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するような大量買付行為に対しては、対抗措置を準備しておくことも、当社取締役会としての責務であると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、①常に変化の先頭に立つ、②商品力の強化、③CSR（企業の社会的責任：Corporate Social Responsibility）・コーポレートガバナンスの強化の3つを柱とした経営方針およびそれを具現化する中期経営計画を実行することが、当社の企業価値および株主共同の利益を維持・向上するものと考えております。

中期経営計画につきましては、2013年度からの3年間を「TM AC Plan Advanced」（Toshiba Machine Adapt to the Change Plan Advanced）として展開してきましたが、2016年度より新中期経営計画である「TM-PΣ Plan」（Toshiba Machine Profit Sigma Plan）をスタートさせました。これまでの中期経営計画のコンセプトである「先進と拡張」の考えは継承しつつ、新たに「高収益体質への変革」と「選択と集中」の二つを基本方針といたしました。

「高収益体質への変革」では、当社グループ喫緊の課題である収益性の回復に向け、総原価を低減する各施策を着実に実施してまいります。一方、「選択と集中」では現在活発

な動きを示す市場・地域・顧客に対し経営リソースを集中し、グループが着実に成長していくための施策を進めてまいります。また、これらの取組みにより、当社の企業価値向上およびグローバル市場における事業の優位性確保を図ってまいります。

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 大量買付ルールの概要

当社の大量買付ルール（以下「本ルール」といいます。）は、当社株式の大量買付行為を行なう者（以下「大量買付者」といいます。）が遵守すべき手続を明確にし、大量買付行為は、事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の検討期間が経過した後に開始されるものとします。また、大量買付者が本ルールを遵守しない場合または大量買付行為によって当社の企業価値および株主共同の利益が毀損され対抗措置の発動が相当と認められる場合には、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることの防止を目的として対抗措置を発動いたします。

(2) 本ルールの手続の流れ

大量買付者には、大量買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様のご判断および当社取締役会の意見形成のために必要な情報および本ルールに従う旨の誓約文言等を記載した書面（意向表明書）を、当社の定める書式により、提供していただきます。

当社取締役会は、大量買付者に対し情報提供完了通知を行ない、その後60営業日（最大90営業日まで延長可能）を取締役会検討期間として、大量買付者からの提供情報の評価・検討を行ない、大量買付行為は取締役会検討期間経過後にのみ開始されるものとします。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において外部専門家等の意見を聞きながら、提供された情報を十分に評価・検討し、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している者から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動の是非について決定いたします。独立委員会は、本ルールの実施にあたり当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、大量買付者から提供された買付情報ならびに買付情報に対する当社取締役会による評価および検討の結果を勧告して、当社取締役会に対する勧告を行ないます。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉または協議を行ない、あるいは、独立委員会に諮問のうえ当社取締役会として株主の皆様に対し当社の経営方針等についての代替案を提示することもあります。

(i) 対抗措置を発動しない場合

大量買付者が本ルールを遵守した場合には、当社取締役会が、当該大量買付行為に反対であったとしても、当該買付行為に対する反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得を行なう可能性はあるものの、原則として対抗措置は発動せず、大量買付者の買付提案等に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案等および当社取締役会が提案する意見および代替案をご考慮のうえご判断いただくこととなります。

(ii) 対抗措置を発動する場合

大量買付者が本ルールを遵守しない場合や、遵守した場合であっても、当該大量買付行為が当社の定める一定の事由に該当する場合その他当社の企業価値または株主共同の利益に著しい損害をもたらすことが明らかであって、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会に諮問のうえ、行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動を決定いたします。対抗措置発動の決定には、当社取締役会の判断により、具体的な対抗措置を決定したうえで、独立委員会の勧告を受けて、株主意思の確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動に関する議案を付議することがあります。

なお、対抗措置発動による影響については、当社取締役会としましては、対抗措置の仕組上、対抗措置の発動によって、株主の皆様（大量買付者およびそのグループを除く）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりません。

(3) 本ルールの有効期間

本ルールの有効期間は、2019年3月期の定時株主総会の終結時までになります。

4. 本ルールが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものでないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

(1) 対応方針が基本方針に沿うものであること

本ルールは、当社の企業価値および株主共同の利益を維持し、向上させるための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。

(2) 本ルールが株主共同の利益を損なうものではないこと

本ルールは、株主の皆様をして大量買付行為に応じるか否かについて適切にご判断を可能ならしめ、かつ、大量買付者が従うべきルールならびに当社が発動できる対抗措置の要件および内容をあらかじめ合理的な内容で設定するものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の維持または向上を目的とするものです。

本ルールは上記目的のための枠組みとして2016年6月24日開催の第93回定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただいております。

- (3) 本ルールが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本ルールにおいては、対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本ルールにおいては、当社取締役会は、大量買付者からの買付提案への評価・検討の際に外部専門家に適宜諮問し助言を受けます。そして、対抗措置の発動の手続としては、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、必要に応じて株主の皆様のご意思を確認するための株主総会を開催し株主の皆様のご意思を確認するものとし、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

- (注) 以上は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要です。で、詳しい内容については当社ウェブサイト (<https://www.toshiba-machine.co.jp/documents/jp/ir/library/bouei.pdf>) をご参照ください。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益性の向上に向けて経営体質の強化を図りながら、安定配当を維持し、業績に応じた利益配分をしていくことを基本方針としております。利益剰余金につきましては、財務体質を強化しつつ、企業の継続的発展のため将来の事業展開等を戦略的に判断し、生産設備、技術開発、海外展開等に有効に投資していくとともに、継続して株主の皆様への適正な利益還元を実施してまいります。

当期につきましては、第2四半期末配当7.5円を実施いたしました。期末配当につきましては、1株につき37.5円とし、年間で45円の配当とさせていただきます。

なお、当社は2018年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を行っております。当期の年間配当金は、株式併合前の中間配当と株式併合後の期末配当を合計したものであり、株式併合実施前を基準に換算すると、期末配当は1株につき7.5円、年間配当金は1株当たり15円に相当いたします。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位 百万円：切り捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	108,838	流 動 負 債	53,488
現金及び預金	25,592	支払手形及び買掛金	28,207
受取手形及び売掛金	37,405	短期借入金	10,090
商品及び製品	12,153	リース債務	31
仕 掛 品	29,793	未払法人税等	466
原材料及び貯蔵品	73	未払費用	4,854
その他の流動資産	3,909	前受金	7,842
貸倒引当金	△89	製品保証引当金	604
		その他の流動負債	1,391
固 定 資 産	41,885	固 定 負 債	14,037
有形固定資産	20,765	長期借入金	4,300
建物及び構築物	11,297	リース債務	74
機械装置及び運搬具	2,220	長期未払金	5
土 地	6,460	繰延税金負債	66
リース資産	104	役員退職慰労引当金	32
建設仮勘定	130	退職給付に係る負債	9,475
その他の有形固定資産	550	資産除去債務	51
		その他の固定負債	31
無形固定資産	641	負 債 合 計	67,526
その他の無形固定資産	641	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	20,479	株 主 資 本	79,630
投資有価証券	18,379	資 本 金	12,484
出 資 金	170	資 本 剰 余 金	11,538
長期貸付金	16	利 益 剰 余 金	71,983
繰延税金資産	703	自 己 株 式	△16,375
その他の投資	1,556	その他の包括利益累計額	3,566
貸倒引当金	△345	その他有価証券評価差額金	2,844
		繰延ヘッジ損益	0
資 産 合 計	150,724	為替換算調整勘定	1,711
		退職給付に係る調整累計額	△988
		純 資 産 合 計	83,197
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	150,724

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位 百万円：切り捨て)

科 目	金	額
売上高		117,405
売上原価		84,493
売上総利益		32,912
販売費及び一般管理費		29,078
営業利益		3,834
営業外収益		
受取利息及び配当金	383	
その他の営業外収益	1,839	2,222
営業外費用		
支払利息	81	
その他の営業外費用	401	483
経常利益		5,573
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	186	190
特別損失		
固定資産処分損	21	21
税金等調整前当期純利益		5,742
法人税、住民税及び事業税	1,507	
法人税等調整額	155	1,662
当期純利益		4,079
親会社株主に帰属する当期純利益		4,079

連結株主資本等変動計算書

(2018年 4 月 1 日から)
(2019年 3 月31日まで)

(単位 百万円：切り捨て)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	12,484	11,538	69,514	△16,373	77,164
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,749		△1,749
親会社株主に帰属する当期純利益			4,079		4,079
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
企 業 結 合 に よ る 増 加			138		138
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	2,468	△2	2,466
当 期 末 残 高	12,484	11,538	71,983	△16,375	79,630

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	3,684	2	1,606	△1,123	4,170	81,334
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,749
親会社株主に帰属する当期純利益						4,079
自 己 株 式 の 取 得						△2
企 業 結 合 に よ る 増 加						138
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△839	△2	104	134	△603	△603
当 期 変 動 額 合 計	△839	△2	104	134	△603	1,862
当 期 末 残 高	2,844	0	1,711	△988	3,566	83,197

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社数 14社

[主要な連結子会社名]

東芝機械エンジニアリング(株)、東栄電機(株)、(株)不二精機製造所、芝浦セムテック(株)、TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE (CHENNAI) PRIVATE LIMITED、TOSHIBA MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.、TOSHIBA MACHINE COMPANY,AMERICA

- (2) 非連結子会社数 8社

[主要な非連結子会社名]

TOSHIBA MACHINE TAIWAN CO.,LTD.、PT.TOSHIBA MACHINE INDONESIA、TOSHIBA MACHINE COMPANY CANADA LTD.

非連結子会社（8社）の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社 1社 (株)ニューフレアテクノロジー

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社数 8社

関連会社数 1社

[主要な非連結子会社・関連会社名]

TOSHIBA MACHINE TAIWAN CO.,LTD.、PT.TOSHIBA MACHINE INDONESIA、TOSHIBA MACHINE COMPANY CANADA LTD.

非連結子会社（8社）及び関連会社（1社）の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、持分法の適用範囲から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.、SHANGHAI TOSHIBA MACHINE CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE (SHENZHEN) CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE HONG KONG LTD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

4. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

5. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品…主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

6. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物……………当社及び(株)不二精機製造所は、定額法を採用しております。
他の国内連結子会社については、1998年4月1日以降に取得した建物は定額法、それ以外の建物は定率法によっております。

建物以外……………定率法を採用しております。
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品納入後の保証期間内に発生する補修費用の支出に充てるため、売上高を基準として過去の実績率により算定した額に、将来の見込を加味した額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

8. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から処理しております。

9. ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

10.消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

11.連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

表示方法の変更

（「『税効果に係る会計基準』の一部改正」等の適用）

「『税効果に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

57,056百万円

有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額60百万円を含んでおります。

2. 保証債務

金融機関等に対する支払保証

Wells Fargo Equipment Finance

880百万円

TM Acceptance Corp.

189百万円

TCF Financial Corp.

41百万円

計

1,111百万円

3. コミットメントライン契約

当社は、資金調達の機動性及び安定性を確保し、今後の資金需要に備えることを目的として、取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額

10,000百万円

借入実行残高

－百万円

差引額

10,000百万円

4. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	1,476百万円
支払手形	14百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	29,977,106株
------	-------------

(注) 2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2018年5月9日取締役会	普 通 株 式	844	7.00	2018年3月31日	2018年6月4日
2018年11月8日取締役会	普 通 株 式	905	7.50	2018年9月30日	2018年12月4日
計		1,749			

(注) 2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式併合前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年5月9日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

① 配当金の総額	905百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	37.50円
④ 基準日	2019年3月31日
⑤ 効力発生日	2019年5月31日

(注) 2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	25,592	25,592	—
(2) 受取手形及び売掛金	37,405	37,406	0
(3) 投資有価証券	17,606	17,857	251
(4) 支払手形及び買掛金	(28,207)	(28,207)	—
(5) 短期借入金	(10,090)	(10,090)	—
(6) 長期借入金	(4,300)	(4,309)	9
(7) デリバティブ取引（*2）	(19)	(19)	—

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（*3）為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建金銭債権債務と一体として処理されているため、その時価は、当該金銭債権債務の時価に含めて記載しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

- (3) 投資有価証券
これらの時価について、上場株式は取引所の価格によっております。
- (4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規と同様の借入を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (7) デリバティブ取引
時価の算定方法は、先物為替相場によっております。
- (注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額772百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 3,447円10銭

1株当たり当期純利益 169円03銭

(注) 2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行なわれたと仮定して算定しております。

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位 百万円：切り捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	81,571	流 動 負 債	44,651
現 金 及 び 預 金	14,727	支 払 手 形	2,069
受 取 手 形	6,909	買 掛 金	21,729
売 掛 金	27,427	短 期 借 入 金	10,090
商 品 及 び 製 品	6,607	リ ー ス 債 務 金	6
仕 掛 品	21,524	未 払 金	74
原材料及び貯蔵品	30	未 払 法 人 税 等	163
短 期 貸 付 金	545	未 払 費 用	3,450
未 収 入 金	2,822	前 受 金	6,117
その他の流動資産	1,007	製 品 保 証 引 当 金	497
貸 倒 引 当 金	△30	そ の 他 の 流 動 負 債	453
固 定 資 産	34,797	固 定 負 債	10,779
有 形 固 定 資 産	16,648	長 期 借 入 金	4,300
建 物 及 び 構 築 物	8,848	リ ー ス 債 務 金	16
機 械 及 び 装 置	1,651	長 期 未 払 金	5
車 両 及 び 運 搬 具	22	退 職 給 付 引 当 金	6,405
工具、器具及び備品	312	資 産 除 去 債 務	51
土 地	5,688	負 債 合 計	55,430
リ ー ス 資 産	21	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	103	株 主 資 本	58,067
無 形 固 定 資 産	297	資 本 金	12,484
その他の無形固定資産	297	資 本 剰 余 金	11,538
投資その他の資産	17,851	資 本 準 備 金	11,538
投 資 有 価 証 券	6,825	利 益 剰 余 金	50,420
関 係 会 社 株 式	7,128	そ の 他 利 益 剰 余 金	50,420
関 係 会 社 出 資 金	1,450	固 定 資 産 圧 縮 債 立 金	214
長 期 貸 付 金	16	繰 越 利 益 剰 余 金	50,205
繰 延 税 金 資 産	1,496	自 己 株 式	△16,375
そ の 他 の 投 資	1,265	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,871
貸 倒 引 当 金	△331	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,871
資 産 合 計	116,369	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		純 資 産 合 計	60,939
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	116,369

損 益 計 算 書

(2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで)

(単位 百万円：切り捨て)

科 目	金 額	
売 上 高		85,579
売 上 原 価		67,468
売 上 総 利 益		18,111
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,271
営 業 損 失		160
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,241	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	488	3,729
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	79	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	343	423
経 常 利 益		3,145
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	186	189
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	18	18
税 引 前 当 期 純 利 益		3,316
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	225	
法 人 税 等 調 整 額	△25	200
当 期 純 利 益		3,115

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

株主資本等変動計算書

(2018年 4 月 1 日から)
(2019年 3 月31日まで)

(単位 百万円：切り捨て)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式
		資 準 備	本 金	資 剰 余 本 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	12,484	11,538		11,538	223		48,830	49,054
当 期 変 動 額								
固定資産圧縮積立金の取崩					△8		8	－
剰 余 金 の 配 当							△1,749	△1,749
当 期 純 利 益							3,115	3,115
自 己 株 式 の 取 得								△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	△8		1,374	1,366
当 期 末 残 高	12,484	11,538		11,538	214		50,205	50,420

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	3,673	2	3,676	60,380
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩				－
剰 余 金 の 配 当				△1,749
当 期 純 利 益				3,115
自 己 株 式 の 取 得				△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△802	△2	△805	△805
当 期 変 動 額 合 計	△802	△2	△805	558
当 期 末 残 高	2,871	0	2,871	60,939

個 別 注 記 表

重要な会計方針に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの………決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの………移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品…主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物………定額法を採用しております。

建物以外………定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品納入後の保証期間内に発生する補修費用の支出に充てるため、売上高を基準として過去の実績率により算定した額に、将来の見込を加味した額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

7. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

表示方法の変更

（「『税効果に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 47,757百万円

有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額60百万円を含んでおります。

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 11,150百万円

短期金銭債務 1,524百万円

3. 取締役、監査役に対する金銭債務

長期金銭債務 5百万円

4. コミットメントライン契約

当社は、資金調達の機動性及び安定性を確保し、今後の資金需要に備えることを目的として、取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額 10,000百万円

借入実行残高 ー百万円

差引額 10,000百万円

5. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当期の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形	1,342百万円
------	----------

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	21,604百万円
仕入高	17,958百万円
営業取引以外の取引高	3,123百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	5,841,537株
------	------------

(注) 2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、未払従業員賞与の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額によるものです。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

該当する事項はございません。

2. 子会社及び関連会社

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (注4)	科 目	期末残高 (注4)
子 会 社	東芝機械 エンジニアリング(株)	所有 直接 100%	当社製品・部品の販売	製品・部品の 販売 (注1)	2,944	受 取 手 形 売 掛 金	431 824
子 会 社	東栄電機(株)	所有 直接 100%	東栄電機(株)製品・部品の 購入	製品・部品の 購入 (注1)	10,020	買 掛 金	864
子 会 社	TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.	所有 直接 100%	当社部品の販売	部品の販売 (注1)	1,950	売 掛 金	888
			技術使用契約の締結	技術使用料の 受取 (注3)	462	売 掛 金	98
			TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD. 製品・部品の購入	製品・部品の 購入 (注1)	4,578	買 掛 金	254
子 会 社	TOSHIBA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.	所有 直接 100%	技術使用契約の締結	技術使用料の 受取 (注3)	120	売 掛 金	77
			資金の援助	利息の受取 (注2)	6	短期貸付金	545
子 会 社	TOSHIBA MACHINE (CHENNAI) PRIVATE LIMITED	所有 直接 100%	技術使用契約の締結	技術使用料の受 取 (注3)	11	売 掛 金	8
子 会 社	TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.	所有 直接 100%	当社製品・部品の販売	製品・部品の 販売 (注1)	1,659	売 掛 金	525
子 会 社	TOSHIBA MACHINE COMPANY,AMERICA	所有 直接 100%	当社製品・部品の販売	製品・部品の 販売 (注1)	10,275	売 掛 金	5,156

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 取引価格その他の取引条件につきましては、市場価格を勘案して、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 技術使用料につきましては、締結した契約に基づき決定しております。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

3. 兄弟会社等

該当する事項はございません。

4. 役員及び個人主要株主等

該当する事項はございません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,524円87銭

1株当たり当期純利益 129円10銭

(注) 2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については、当会計年度の期首に当該株式併合が行なわれたと仮定して算定しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

東芝機械株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 向 出 勇 治 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 清 本 雅 哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東芝機械株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東芝機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

東 芝 機 械 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 向 出 勇 治 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 清 本 雅 哉 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東芝機械株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、また、社外取締役と定期的な意見交換を行ない連携の強化に取組み、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な拠点において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、四半期毎に行なう子会社監査役とのグループ監査役連絡会を通じて意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社取締役から事業の報告を受け、調査を行ないました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月16日

東 芝 機 械 株 式 会 社 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 牧 野 輝 幸 ㊟
(社外監査役)

常 勤 監 査 役 高 橋 宏 ㊟

監 査 役 宇 佐 美 豊 ㊟
(社外監査役)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、2017年3月に東芝グループを離脱したことに伴い、さらなる進化を遂げるべく当社の商号を「芝浦機械株式会社」に変更するものであります。
なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2020年4月1日とし、効力発生日経過後これを削除するものいたします。
- (2) 当社は、監査等委員である取締役が取締役会における議決権が付与されることで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを一層充実させ、さらなる企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。
監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役および取締役会に関する規定の変更、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行なうものであります。
- (3) 会社法改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、現行定款第25条の変更を行なうものであります。なお、当該変更については、あらかじめ各監査役の同意を得ております。
- (4) その他、上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行なうものであります。
なお、この定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商 号) 第1条 当社は、 <u>東芝機械株式会社</u> と称し、英文では <u>Toshiba Machine Co.,Ltd.</u> と表示する。 第2条～第3条 (条文省略)	第1章 総 則 (商 号) 第1条 当社は、 <u>芝浦機械株式会社</u> と称し、英文では <u>SHIBAURA MACHINE CO., LTD.</u> と表示する。 第2条～第3条 (現行どおり)

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人 第5条～第8条 (条文省略) (株主名簿管理人) 第9条 (条文省略) 2.株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3. (条文省略) (株式取扱規則) 第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会で定める株式取扱規則</u>による。 第11条～第17条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 (取締役の定員および選任) 第18条 当社の取締役は<u>15名以内</u>とし、株主総会で選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略)	(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 (削 除) (3)会計監査人 第5条～第8条 (現行どおり) (株主名簿管理人) 第9条 (現行どおり) 2.株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u> 3. (現行どおり) (株式取扱規則) 第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則</u>による。 第11条～第17条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 (取締役の定員および選任) 第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は<u>12名以内</u>、監査等委員である取締役は<u>5名以内</u>とし、株主総会で選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) (新 設) 第20条 (条文省略) (取締役会の招集) 第21条 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して通知を発するものとする。 ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。 2.取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。 (代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役3名以内を選定する。 2.取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(取締役の任期) 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2.監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3.任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 第20条 (現行どおり) (取締役会の招集) 第21条 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役に対して通知を発するものとする。 ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。 2.取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。 (代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役3名以内を選定する。 2.取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長1名、取締役社長1名を定めることができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>
第23条 (条文省略) (取締役会の議事録)	第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第24条 取締役会の議事については、その経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名を行なう。	第24条 (現行どおり) (取締役会の議事録)
2. (条文省略)	第25条 取締役会の議事については、その経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名を行なう。
3. (条文省略)	2. (現行どおり)
(社外取締役との責任限定契約)	3. (現行どおり)
第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(非業務執行取締役との責任限定契約)
	第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 監査役および監査役会	(削 除)
(監査役の定員および選任)	
第26条 当社の監査役は4名以内とし、株主総会で選任する。	(削 除)
2. 監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。	

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の任期)</u> 第27条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2.<u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削 除)
<u>(常勤監査役)</u> 第28条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)
<u>(監査役会)</u> 第29条 <u>監査役は、監査役会を組織する。</u>	(削 除)
<u>(監査役会の招集)</u> 第30条 <u>監査役会を招集するには、会日の3日前までに各監査役に対して通知を発するものとする。</u> <u>ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</u> 2.<u>監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u>	(削 除)
<u>(監査役会の議事録)</u> 第31条 <u>監査役会の議事については、その経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名を行なう。</u> 2.<u>監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u>	(削 除)
<u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第32条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削 除)

招集
ご通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)	第5章 監査等委員会 <u>(常勤の監査等委員)</u> 第27条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。 <u>(監査等委員会)</u> 第28条 監査等委員は、監査等委員会を組織する。 <u>(監査等委員会の招集)</u> 第29条 監査等委員会を招集するには、会日の3日前までに各監査等委員に対して通知を発するものとする。 <u>ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</u> 2.監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。 <u>(監査等委員会の議事録)</u> 第30条 監査等委員会の議事については、その経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または電子署名を行なう。 2.監査等委員会の議事録は、10年間本店に備え置く。
第33条～第38条 (条文省略) (新 設)	第31条～第36条 (現行どおり) 附 則 第1条(商号)の変更は、2020年4月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏 名	当社における現在の地位および担当	備 考	取締役会出席状況
1	飯 村 幸 生 いい むら ゆき お	代表取締役会長 最高経営責任者	再任	18回中18回 (100%)
2	三 上 高 弘 み かみ たか ひろ	代表取締役社長 最高執行責任者 社長執行役員	再任	18回中18回 (100%)
3	坂 元 繁 友 さか もと しげ とも	代表取締役専務執行役員 工作機械ユニット長兼コンプライアンス本部長兼輸出管理部長兼御殿場工場長	再任	18回中18回 (100%)
4	小 林 昭 美 こ ばやし あき よし	取締役上席常務執行役員 経営企画本部長兼技術・品質本部長	再任	18回中18回 (100%)
5	佐 藤 潔 さ とう きよし	社外取締役	再任 社外 独立	18回中18回 (100%)
6	岩 崎 清 悟 いわ さき せい ご	社外取締役	再任 社外 独立	14回中14回 (100%)
7	井 上 弘 いの うえ ひろし	—	新任 社外 独立	—
8	寺 脇 一 峰 てら わき かず みね	—	新任 社外 独立	—

（注）岩崎清悟氏の取締役会出席状況は、2018年6月22日の就任後に開催された取締役会のみを対象としています。

候補者の番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式の数
1	再任 飯村幸生 (1956年6月17日)	1980年4月 当社入社 2000年10月 当社射出成形機技術部長 2004年10月 当社微細転写事業部長 2006年6月 当社取締役 2008年6月 当社技術統括部長 2009年6月 当社代表取締役社長 2013年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 2017年4月 当社代表取締役会長 最高経営責任者 (現任) 2017年5月 (一社) 日本工作機械工業会会長 (現任)	23,100株
	【取締役候補者とした理由】 飯村幸生氏は、2009年に当社代表取締役社長に就任後、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきました。2017年4月からは、当社代表取締役会長に就任し、さらなる企業価値向上を旨とし当社グループの経営を担っております。今後もコーポレートガバナンスおよび経営体制の一層の強化を期待し、取締役候補者としております。 【取締役会出席状況（2018年4月1日から2019年3月31日まで）】 18回中18回すべてに出席		
2	再任 三上高弘 (1959年10月13日)	1982年4月 当社入社 2007年10月 当社ダイカストマシン営業部長 2011年6月 当社ダイカストマシン事業部長 2013年6月 当社執行役員、成形機ユニット副ユニット長 2014年6月 当社取締役執行役員、成形機ユニット長兼相模工場長 2015年6月 当社取締役常務執行役員 2016年6月 当社管理本部長兼東京本店長、営業推進部分担 2017年4月 当社代表取締役社長 最高執行責任者 社長執行役員 (現任)	8,700株
	【取締役候補者とした理由】 三上高弘氏は、事業部門および管理部門での業務執行を通じた豊富な経験と実績をもとに、2017年4月に当社代表取締役社長に就任し、当社グループの経営を担っております。今後も当社グループ事業の推進と経営体制の一層の強化を期待し、取締役候補者としております。 【取締役会出席状況（2018年4月1日から2019年3月31日まで）】 18回中18回すべてに出席		

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	再任 さかもと しげとも 坂元 繁友 (1958年5月22日)	1983年4月 当社入社 2006年6月 当社企画部長 2009年6月 当社取締役 2010年6月 当社東京本店長 同年10月 当社グローバル戦略室長 2013年6月 当社取締役常務執行役員、コンポーネントユニット長兼企画本部長 2016年6月 当社代表取締役専務執行役員、コンプライアンス本部長兼輸出管理部長（現任）兼経営企画本部長兼相模工場長 2017年4月 当社工作機械ユニット長兼御殿場工場長（現任） 同年6月 当社経営企画本部分担、TQM推進室分担	5,800株
	【取締役候補者とした理由】 坂元繁友氏は、取締役就任後、これまでの経営企画部門を中心とした豊富な経験と実績をもとに、海外事業を含めた当社グループ経営の中核を担っております。今後も当社のグループ経営およびグローバル展開の強化に適任であり、経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者としております。 【取締役会出席状況（2018年4月1日から2019年3月31日まで）】 18回中18回すべてに出席		
4	再任 こばやし あきよし 小林 昭美 (1960年11月14日)	1985年4月 当社入社 2004年10月 当社押出成形機技術部長 2013年6月 当社押出成形機事業部長 2014年6月 当社執行役員、先進機械ユニット副ユニット長 2015年6月 当社取締役執行役員、先進機械ユニット長 2016年6月 当社制御システム事業部分担 2017年4月 当社成形機ユニット長兼管理本部長兼相模工場長 2018年6月 当社取締役上席常務執行役員、経営企画本部長兼技術・品質本部長（現任）	4,500株
	【取締役候補者とした理由】 小林昭美氏は、取締役就任後、これまでの押出成形機事業での業務執行を通じた豊富な経験と実績をもとに、経営企画部門および研究開発部門の観点から経営を担っております。今後も当社グループの事業の発展ならびに技術および品質向上の推進に適任であり、経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者としております。 【取締役会出席状況（2018年4月1日から2019年3月31日まで）】 18回中18回すべてに出席		

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者の番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
5	再任 社外取締役候補者 独立役員候補者 さとう きよし 佐藤 潔 (1956年4月2日)	1979年4月 東京エレクトロン(株)入社 2003年4月 同社社長付執行役員 同年6月 同社代表取締役社長 2009年4月 同社取締役副会長 2011年6月 同社取締役 Tokyo Electron America, Inc.取締役会長 Tokyo Electron Europe Ltd.取締役会長 2013年11月 同社取締役 TEL Solar AG取締役社長 2016年6月 東京エレクトロン山梨(株)監査役 2017年6月 当社社外取締役（現任）	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 佐藤潔氏は、人格、見識ともに優れており、海外事業も含めた他社役員として得られた豊富な経験と見識を活かし、社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としております。 【独立性について】 佐藤潔氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。 【取締役会出席状況（2018年4月1日から2019年3月31日まで）】 18回中18回すべてに出席		
6	再任 社外取締役候補者 独立役員候補者 いわさき せい げ 岩崎 清 悟 (1946年10月8日)	1969年3月 静岡ガス(株)入社 1988年7月 同社総合企画グループリーダー 1996年3月 同社取締役 2000年3月 同社常務取締役 2001年3月 同社専務取締役 2006年3月 同社代表取締役 取締役社長 2011年1月 同社代表取締役 取締役会長 2014年5月 スター精密(株)社外取締役（現任） 2015年6月 (株)村上開明堂社外取締役（現任） 2018年1月 静岡ガス(株)取締役特別顧問（現任） 同年6月 当社社外取締役（現任）	1,000株
	【社外取締役候補者とした理由】 岩崎清悟氏は、人格、見識ともに優れており、他社役員として得られた豊富な経験と見識を活かし、社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としております。 【独立性について】 岩崎清悟氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、重要な兼職先である静岡ガス(株)、スター精密(株)、(株)村上開明堂と当社との間にも、特別の関係はありません。 【取締役会出席状況（2018年4月1日から2019年3月31日まで）】 18回のうち就任後に開催された14回すべてに出席		

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
7	新任 社外取締役候補者 独立役員候補者 いのうえ ひろし 井 上 弘 (1940年1月5日)	1963年 4 月 (株)東京放送入社 1993年 6 月 同社取締役 1996年 6 月 同社常務取締役 1997年 6 月 同社専務取締役 2001年 6 月 同社代表取締役副社長 2002年 6 月 同社代表取締役社長 2004年10月 (株)TBSテレビ代表取締役社長 2006年 6 月 東京エレクトロン(株)社外取締役 (現任) 2009年 4 月 (株)東京放送ホールディングス代表取締役会長 (株)TBSテレビ代表取締役会長 2012年 4 月 (一社)日本民間放送連盟会長 2016年 4 月 (株)東京放送ホールディングス取締役名誉会長 (株)TBSテレビ取締役名誉会長 2018年 6 月 (株)TBSテレビ相談役 (現任)	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 井上弘氏は、人格、見識ともに優れており、他社役員として得られた豊富な経験と見識を活かし、社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としております。 【独立性について】 井上弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、重要な兼職先である(株)TBSテレビ、東京エレクトロン(株)と当社との間にも、特別の関係はありません。		
8	新任 社外取締役候補者 独立役員候補者 てら わき かず みね 寺 脇 一 峰 (1954年4月13日)	1980年 4 月 東京地方検察庁検事任官 2014年 1 月 公安調査庁長官 2015年 1 月 仙台高等検察庁検事長 2016年 9 月 大阪高等検察庁検事長 2017年 4 月 大阪高等検察庁検事長退官 同年 6 月 弁護士登録 (東京弁護士会)、鈴木諭法律事務所 (現任) 2018年 2 月 キューピー(株)社外監査役 (現任) 同年 6 月 (株)商工組合中央金庫社外監査役 (現任)	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 寺脇一峰氏は、人格、見識ともに優れており、弁護士や他社社外役員として得られた豊富な経験と見識を活かし、社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としております。 【独立性について】 寺脇一峰氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、重要な兼職先であるキューピー(株)、(株)商工組合中央金庫と当社との間にも、特別の関係はありません。		

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (注) 1. 上記の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤潔、岩崎清悟、井上弘、寺脇一峰の四氏は、社外取締役候補者であります。
3. 佐藤潔、岩崎清悟の両氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって佐藤潔氏は2年、岩崎清悟氏は1年となります。
4. 当社は、佐藤潔、岩崎清悟の両氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、井上弘、寺脇一峰の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、佐藤潔、岩崎清悟の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、井上弘、寺脇一峰の両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合、独立役員として指定する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者の 番号	氏 名	当社における現在の地位 および担当	備 考	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況
1	たか はし ひろし 高 橋 宏	常勤監査役	新任	14回中14回 (100%)	10回中10回 (100%)
2	お ぐら よし ひろ 小 倉 良 弘	社外取締役	新任 社外 独立	18回中17回 (94%)	—
3	う さ み ゆたか 宇佐美 豊	社外監査役	新任 社外 独立	18回中18回 (100%)	14回中14回 (100%)

(注) 高橋宏氏の取締役会出席状況および監査役会出席状況は、2018年6月22日の就任後に開催された取締役会および監査役会のみを対象としています。

候補者の 番号	氏 (生 年 月 名 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	新任 たか はし ひろし 高 橋 宏 (1963年1月12日)	1985年 4 月 当社入社 2010年 6 月 当社経理部長 2013年 6 月 当社執行役員、企画本部副本部長 2016年 6 月 当社経営企画本部副本部長兼経営企画部長 2017年 6 月 当社経営企画本部長 2018年 6 月 当社常勤監査役（現任）	1,700株
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 高橋宏氏は、入社以来経理部門を中心に海外駐在も含めた業務の豊富な経験と実績を有しており、人格、見識ともに優れております。今後、専門的かつ客観的な視点から取締役の職務執行の監督・監査を行ない、経営の健全性確保に貢献することができるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としております。 【取締役会出席状況（2018年4月1日から2019年3月31日まで）】 18回のうち就任後に開催された14回すべてに出席 【監査役会出席状況（2018年4月1日から2019年3月31日まで）】 14回のうち就任後に開催された10回すべてに出席		
2	新任 社外取締役候補者 独立役員候補者 お ぐら よし ひろ 小 倉 良 弘 (1945年12月8日)	1973年 4 月 弁護士登録（第二東京弁護士会）、新家猛法律事務所入所 1982年 4 月 小倉・田中法律事務所（現、ひびき法律事務所）設立（現任） 1994年 6 月 東京航空計器(株)社外監査役 2009年 6 月 日鐵商事(株)（現、日鉄物産(株)）社外監査役 2013年 6 月 当社社外取締役（現任） 2016年 6 月 日鉄住金物産(株)（現、日鉄物産(株)）社外取締役（現任）	1,400株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 小倉良弘氏は、人格、見識ともに優れており、弁護士や他社社外役員として得られた豊富な経験と見識を活かし、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としております。 【独立性について】 小倉良弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、重要な兼職先である日鉄物産(株)と当社との間にも、特別の関係はありません。 【取締役会出席状況（2018年4月1日から2019年3月31日まで）】 18回中17回に出席		

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	新任 社外取締役候補者 独立役員候補者 うきみ ゆたか 宇佐美 豊 (1958年4月28日)	1984年10月 監査法人太田哲三事務所(現、EY新日本有限責任監査法人)入所 1988年8月 公認会計士登録 2006年10月 新日本監査法人(現、EY新日本有限責任監査法人)代表社員辞任 同年11月 マネジメント・パワー・エクスチェンジ(株)設立 代表取締役(現任) 2007年1月 宇佐美公認会計士事務所設立(現任) 2011年9月 西川計測(株)社外監査役 2012年4月 国立大学法人政策研究大学院大学監事(現任) 同年7月 (株)パデコ社外監査役 2014年6月 東京海上プライベートリート投資法人監督役員(現任) 2015年6月 当社社外監査役(現任) 同年9月 西川計測(株)社外取締役(監査等委員)(現任)	0株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 宇佐美豊氏は、人格、見識ともに優れており、公認会計士や他社社外役員として得られた豊富な経験と見識を活かし、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としております。 【独立性について】 宇佐美豊氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、重要な兼職先であるマネジメント・パワー・エクスチェンジ(株)、西川計測(株)、東京海上プライベートリート投資法人と当社との間にも、特別の関係はありません。 宇佐美氏は、当社の会計監査法人であるEY新日本有限責任監査法人に在籍しておりましたが、在籍中当社の監査業務に関与しておらず、同監査法人を2006年10月に退職しております。 【取締役会出席状況(2018年4月1日から2019年3月31日まで)】 18回中18回すべてに出席 【監査役会出席状況(2018年4月1日から2019年3月31日まで)】 14回中14回すべてに出席		

- (注) 1. 小倉良弘、宇佐美豊の両氏は、社外取締役候補者であります。
2. 小倉良弘氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって6年となります。
- なお、宇佐美豊氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって4年となります。
3. 当社は、小倉良弘、宇佐美豊の両氏の選任が承認された場合、両氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。なお、当社は、小倉良弘氏は社外取締役として、宇佐美豊氏は社外監査役として、同様の責任限定契約を締結しております。
4. 当社は、小倉良弘、宇佐美豊の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
いまむらあきふみ 今村昭文 (1953年4月18日)	1982年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 1989年4月 あたご法律事務所パートナー弁護士 2003年5月 グリーンヒル法律特許事務所パートナー弁護士 （現任） 2005年4月 第一東京弁護士会副会長 同年6月 J B C Cホールディングス(株)社外監査役 2011年6月 伊藤ハム(株)社外監査役 2016年4月 伊藤ハム米久ホールディングス(株)社外監査役 （現任） 同年6月 J B C Cホールディングス(株)社外取締役（監査等 委員）（現任）	0株
【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 今村昭文氏は、人格、見識ともに優れており、また、弁護士や他社社外役員として得られた豊富な経験と見識を監査における幅広い意見に反映していただけると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。 【独立性について】 今村昭文氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、重要な兼職先である伊藤ハム米久ホールディングス(株)、J B C Cホールディングス(株)と当社との間にも、特別の関係はありません。なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。		

(注) 1. 今村昭文氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

2. 今村昭文氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2008年6月26日開催の第85回定時株主総会において、年額400百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額500百万円以内（うち社外取締役分年額150百万円以内）とさせていただきますと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといいたしたいと存じます。

現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、8名（うち社外取締役4名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額150百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

静岡県沼津市大手町1丁目1番4号
プラサ ヴェルデ1階 コンベンションホールA



■交通のご案内 J R沼津駅(北口)から、徒歩約3分

会場変更

開催場所が例年の会場から変更となりますので、
お間違いのないようご注意願います。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。